

千曲市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

千曲市立学校職員安全衛生管理規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（産業医）

第8条 常時50人以上の職員が勤務する学校に、法第13条に規定する産業医を置く。

- 2 前項の産業医は、総括安全衛生管理者が選任する。
 - 3 産業医は、次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務を行うものとする。
 - (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
 - (2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第1項第2号に規定する面接指導に関すること。
 - (3) 健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (4) 学校内の巡視等による職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
 - 4 産業医は、前項各号に掲げる事項について総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は主任安全衛生管理者及び衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 第8条の次に次の1条を加える。

（職員健康管理医）

第8条の2 常時50人未満の職員が勤務する学校に、職員健康管理医を置く。

- 2 前項の職員健康管理医は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項に規定する学校医のうちから選任する。
- 3 職員健康管理医は、産業医に準じた職務を行うものとし、その職務は次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。
 - (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
 - (2) 労働安全衛生規則第14条第1項第2号に規定する面接指導に関すること。
 - (3) 健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関

すること。

(4) 学校内の巡視等による職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

4 職員健康管理医は、前項各号に掲げる事項について総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は主任安全衛生管理者及び衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出
千曲市教育長 小松 信美

<p>条例、規則等の名称</p>	<p>千曲市立学校職員安全衛生管理規程</p>
<p>制定区分 (該当字句を ○で囲む)</p>	<p>新 規 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 全部改正</p>
<p>制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)</p>	<p>長野県教育委員会職員安全衛生管理規程 (平成15年長野県教育委員会訓令第1号)</p>
<p><u>提案理由</u></p> <p>これまで「産業医」について明記されていなかったため、労働安全衛生法に基づき産業医について明記する。また、「職員健康管理医」について、その職務内容を「長野県教育委員会職員安全衛生管理規程」に準じた内容へ改正する。</p>	

千曲市立学校職員安全衛生管理規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（職員健康管理医）</u></p> <p>第8条 職員健康管理医は、常時50人以上の職員が勤務する学校にあつては産業医の職務を、その他の学校にあつては産業医の職務に準じた職務を行うものとし、その職務は次に掲げるものとする。</p> <p><u>（1）健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。</u></p> <p><u>（2）健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。</u></p> <p><u>（3）職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。</u></p> <p>2 職員健康管理医は、前項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は主任安全衛生管理者、衛生推進者を指導し、助言することができる。</p>	<p><u>（産業医）</u></p> <p>第8条 常時50人以上の職員が勤務する学校に、法第13条に規定する産業医を置く。</p> <p>2 前項の産業医は、総括安全衛生管理者が選任する。</p> <p>3 産業医は、次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務を行うものとする。</p> <p><u>（1）健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。</u></p> <p><u>（2）労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第1項第2号に規定する面接指導に関すること。</u></p> <p><u>（3）健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</u></p> <p><u>（4）学校内の巡視等による職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</u></p> <p>4 産業医は、前項各号に掲げる事項について総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は主任安全衛生管理者及び衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。</p> <p><u>（職員健康管理医）</u></p> <p>第8条の2 常時50人未満の職員が勤務する学校に、職員健康管理医を置く。</p> <p>2 前項の職員健康管理医は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項に規定する学校医のうちから選任する。</p> <p>3 職員健康管理医は、産業医に準じた職務を行うものとし、その職務は次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</p> <p><u>（1）健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。</u></p> <p><u>（2）労働安全衛生規則第14条第1項第2号に規定する面接指導に関すること。</u></p> <p><u>（3）健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</u></p> <p><u>（4）学校内の巡視等による職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</u></p>

4 職員健康管理医は、前項各号に掲げる事項について総括安全衛生管理者に対して報告し、又は主任安全衛生管理者及び衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。